

災害時における被害状況の情報提供に関する協定書

志布志市（以下「甲」という。）と南日本新聞曾於地区南日会（以下「乙」という。）は、災害時における被害状況の情報提供を行うことに関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は志布志市内に災害が発生した場合において、乙に所属する新聞販売所（以下「販売所」という。）が雇用する配達員（以下「配達員」という。）から新聞配達時に被害状況の情報（以下「情報」という。）を入手した際に、甲へその情報を自主的に提供することにより、被害箇所の迅速な把握及び復旧に資するため、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1項に定める被害をいう。

（提供する情報の内容）

第3条 乙が提供する情報の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 道路の被害状況
- (2) 住宅の被害状況
- (3) 民間施設（病院・福祉施設・店舗等の住宅以外の建物）の被害状況
- (4) 河川の被害状況
- (5) その他提供が必要と思われる被害状況

（情報収集及び提供方法）

第4条 新聞配達時に情報を入手した場合は、販売所の担当者（以下「担当者」という。）にその情報を報告するものとする。

2 担当者は、前項の報告を受けた被害箇所について、住宅地図等の図面に次の各号に掲げる被害状況を記載するものとする。

- (1) 被害を受けた（受けている）場所
- (2) 被害の内容
- (3) 被害の程度
- (4) 被害による影響
- (5) その他必要な情報

3 担当者は、前項の図面を別表の情報提供先へファクシミリにて情報提供するものとする。

（強要の禁止）

第5条 前条第1項の規定は、乙に所属する販売所の通常業務として新聞配達を行った場合において情報を自主的に収集及び報告するものであり、乙に情報の収集及び提供を強要してはならない。

2 甲は、その業務の勤務時間外又は配達区域外において乙に情報収集することを強要してはならない。



(責任の所在)

第6条 本協定における乙の情報提供は、自主的なものであることに鑑み、この協定において、乙の甲に対する報告漏れ及び乙の入手した情報に起因する事件、事故等について、乙はその責を一切負わない。

(経費の負担)

第7条 この協定に基づき実施した情報収集及び提供に要した経費は、乙が負担する。

(災害補償)

第8条 配達員が情報収集の際に事故等により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は傷害の状態になった場合における災害補償は、乙の責任の上で処理することとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、決定する。

(協定の有効期間)

第10条 本協定は締結の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通告しない限り、その効力を有する。

この締結を証するために、協定書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年11月17日

甲 志布志市有明町野井倉1756番地

志布志市長

本田修一



乙 曾於郡大崎町神領2433番地1

南日本新聞曾於地区南日会

会長

福留浩二



1 第3

被害償

有

志布

松

2 上言

被害償

有

志布

松

別表

情報提供先一覧

1 第3条第1号及び第4号に掲げる被害状況

被害箇所の区域	情報提供先	FAX番号
有明地区	志布志市役所本庁・建設課	099-474-0466
志布志地区	志布志市役所志布志支所・産業建設課	099-472-1441
松山地区	志布志市役所松山支所・産業建設課	099-487-2593

2 上記以外の被害状況

被害箇所の区域	情報提供先	FAX番号
有明地区	志布志市役所本庁・総務課	099-474-2281
志布志地区	志布志市役所志布志支所・地域振興課	099-473-2203
松山地区	志布志市役所松山支所・総務市民課	099-487-2593

の協定
事故等

担する。

にかか
するこ

、甲乙

ない限

各自1



1872	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1873	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1874	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1875	鹿嶋市志	鹿嶋市志



1876	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1877	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1878	鹿嶋市志	鹿嶋市志
1879	鹿嶋市志	鹿嶋市志

